

県営水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手育成型）瀬戸谷地区野竹工区（藤枝市）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和6年6月11日

静岡県知事 鈴木康友